

内外今世萬錄

自弘化元
至文久二

全

リ 5
2388



外 內

今形萬錄

門 卯 5
號 2.388
卷

自弘化元壬午文久二秋下旬

弘化元甲辰年 唱蘭書密

唱蘭書密

和蘭國王書管並献上物目録和解 沼川六藏

鍵箱之上書和解

此の封下を第の和蘭王より



日本國帝

征夷大將軍
を授かる

に呈在る書筒の筒の鍵を納む

この書管の古きを司るべき命を交る貴官のて用封下

曆數子百字の年二月十日

天保五癸卯年
土月廿七日 瓦刺法瓦

和蘭
の 於て記す

和蘭國王密議願主事

名花押

文字續
へ記す

長崎所沢名氏アーゲーアーフアラパン



鍵箱之封印和解

王之密談所

書簡外策上書和解

日本國帝陛下 和蘭國王

書簡和解

神德の倚頼もろ 和蘭國王兼阿郎月拂郎の地名 納駿ナツ

獨逸都國のプリンスリユキセム 魯吉慧ルツク 勃兒孤ハル の地名

ゴワートヘルトフハル 繼微尔列ル 護第二世 謹而江戸の

政廳より 徳成日取高 威武盛隆なる

大日本國君陛下に書を奉りて 微衷を表寸冀くハ

殿下觀覽し 仰て安寧無為の福を享けしむらんことを

祈る

一折人成距る末と 二百零餘年前の世の卷なる海を

列祖權現の家康より 信陽を賜り 慶長五庚午の年和蘭王船始て 本邦にあり同由に四年七月廿五日

神祖より 赤朱印を賜已酉より 家國の人貴國に航して 交易ある

事を許し 仰し 仰し 其待遇淺く 以甲必丹を年以りて

殿下に謁見せしむるを許す 古に甲必丹の江戸に往來 毎年ありしは寛 政二庚戌年より五年目よりありしは

血代のみを指して 取徳の隆盛ある實に感激の務に我も亦

信義を以て 仰て 恩義の言を仰り 貴國の封内を

以て 靜穏の庶民をして 安全なれんと 欲す 然りと共 今も亦

と書を奉る 且 交易の事 及び 尋常の風俗

拔答非亞 ハライニア 瓜哇島の府名あり文和五己未の年和葉の人全島を 及び和葉

領重細亞諸島 和蘭玉の人等及地方の諸島を併せ奪ひて之總督より

告せしむるを以て あま書を通

和蘭玉王の予復書あり蓋和蘭歴代治平の日少きを以て文獻乃

交易に拘りし何れ貴玉の政事又關係を多しあるを以て未然乃

患を蒙りて始

殿下の書を奉り伏して此忠告を固て其未だの患を免れ給

一近年英吉利玉王より支那國帝より兵を出して烈戦争論せし

本末の我玉の初毎年兵隊ありて呈する風説書にて既に知悉

而し咸武陸なる支那國帝より一戦て利は歐羅巴洲の兵學より

長きに辟易し一戦も英吉利國と和親を約せり是よりして支那國

古來之政法甚錯乱し海口五所を以て歐羅巴人の交易の地と

なりしむ 五所の地方は即廣州福州 其禍乱の原を尋る今を距る

三十年前政羅巴の大乱治平せし時 實政の源ありて拂郎家國よりナハルテ

王より是より於て兵を四方面出して諸國を併吞せんとし政羅巴洲大に乱る文化

十二己亥年諸國を謀りてナハルを擒りて流竄し数年の兵乱治平せり

今茲甲辰より三 三十年 諸民皆亦治化を治せん事を敢て其時

而古賢の教を重んず帝王の諸民の爲る多し高賈の道城

開て民蕃殖せり是よりして器械造るの術及び分離の術

萬物を離合して其に因りて種々の奇巧を發明し人力を費す

質を定規理するの例を云 以て貨物を製する以得しる諸邦も高賈蔓延して

文の國用之まゝなる中も就て武成世の耀ける英吉利も

素より必力豊饒りて民皆巧智ありて雖^{本二}民用の乏まゝ

時の甚し故も高賈は正路に據るべく速に利益を得んと

欲し或は外國と争論を起し時停止しるを以て中國

より力を尽し其争論を助るゝる是等のことより其

高賈支那國の官吏と廣東も争論を起し其兵を

起せし支那も其戰を利し國人數千戦死し且數

府を侵掠敗壞せし其電を原教百萬金を出して^{本一六}火攻の

費を賤しるゝるなり

一 貴國に今亦此の如き災害を罹り給ふと守り災害を倉

卒に發せしるものあり今や日本海に異國船が漂ひ渡り

たと古より多しなり以て是れ其船兵と貴國の民と

忽ち争端を起し終るる兵亂を起すゝる人これを熟慮す

しと深し心を痛すべし

敵下言の乃見ゆませる必其災害を避るべきを知らざる

處も亦不安寧の策ありとを知らざる

一 敵下の聰明ゆゑも其事の曆數千八百二十二年^{天保十二年}貴國も乃

八月十二日長崎奉迎の前より甲必丹は讀せし令書も因てあり

今書ニ曰異玉船日本の沖合へ渡りし時、お拂方へ倭かこゝろかゝる舟が舟に榮院も長崎の舟へ繋ぎあはせり有向とも無之船も形似あり其の旨お心付不慮の過無く通船被す處き旨文政八年「後至る如き時何れ舟中仁恵を施すべし」の旨有思召有外國へ者も難く通船後等も食物材料を乞ふは渡りし其事情は拍子一舟も只銃砲を開放し外へ對し信義を失はぬ事と申すなり、其後、異國へ渡りし共食物薪水水厄の類を拂ひ給ふ旨お任せられたる舟中、舟中の旨國へ、和葉院へ共心守り通船可致し外國の者たり共々禮と信義を尊く思召給ふ事能く申すは、舟中の其書中へ異玉人を召し遇す難事と詳載ありしこと、恐らく尚未だも舟中何れも主とせしる旨の意を難く通船を感し

食物材料の乏しくして貴國の海濱を漂着する舟の不慮の舟何り若信義を表し或は他の謂もあつて貴國に海濱を拂ひ給へん時の交遣は、舟中何れも冒昧に拂ひ給へん事端を冒し、舟中何れも兵乱を起し、兵乱の國の

荒廢を招く二百餘年来、貴國の人貴國より居る恩恵を謝し、舟中何れも舟中何れも此災害を免せしめんを欲す古賢の言曰、災害は、舟中何れも凶厄の條に勿お辭し、舟中何れも欲し、終に致す勿し。

一 謹ら古今の時勢を通考するに天下の民は速にお親む者は、其替人カよく防ぐべし、此舟中蒸氣船蒸氣船が水車と蒸氣筒向を設け、石炭を焚て蒸氣筒中の水を拂、騰し其蒸氣がかりて水車を旋轉せしめ、舟中向を拂、自由に進退する船なり、文化即ち卯年、創制衣を云、を創制衣せしあり、已來各國相距るを、舟中何れも相親むる者、好むを通考するに、獨り國を強いて、異玉と相親むる者、人の好むる所、舟中何れも異玉時代の法は、異玉人と交りて、終に致す

岩禁しむい

めまはし時よ

守して及て

殿下の丁寧

為る甚度

由し是素

天行平和

の北東

一忠告を

ハ概畧を

一我の遠く

ハルハ

微尔列

今王位を

殿下亦

一此書を

殿下の返

至誠なる

盛なりし

以選巴洲より適くはる心なり老子曰賢者位

活護寸 此意は前より語 故よ古法を以て

んとせ其極ふを弛ゆるハ賢者の常經の也 本末

百子所之今其心の幸福ある地として兵乱の

欲せハ又小人を岩禁する法を馳ゆる

ある所にて其心の利を得るハ何ん

を通するハ何れ其心を通すハ交易に

以て熟計志法人として

ハんと欲せざる

を賜るハ純る又腹心の位をまてし書

ハハ詳あるハ其使臣の問詰る

貴國の幸福治安を禱るハ其心を痛

七位二十八年のて二年と前譲位せし又

世王と遠く悲哀沈り 微尔列議第一世ハ永

同已交ハ王位即ハ天保庚子 壬辰の年ハ生ハ文化

七位二十八年のて二年と前譲位せし又

軍艦を以てせざる

してゆらむハ為のハ又其肖像を拜し

其心を其餘別幅を禱する品ハ其封内

くて其心を不聴ハ其心を其心を其心を

をあり公御附せしむるは、献貢す向ふ不易の恩恵を希ふのこ
一世の異言に言くは、（ゆせ）

文君の治平久しく多福を膺受ふまひしを眷佑する神徳
りしゆり

陛下も亦多福を蒙り大日本を永世疆りしき大業を以て静謐
敦睦あるん事を祈す

即位より四年曆數千八百四十四年二月五日天保十五年三月廿七日
ガラハシバカ和蘭國の都の宮中より於て書す

テ。ミンストル。ハン。コロニイ。外國の事を
目する大臣の官名 微爾列談 瑪陀

日本國殿下、和蘭國王より奉獻し貢物目錄

一和蘭國王姿画

但身之丈正写周の全像を附し和蘭王高名の画也

ハシテルヒルストル右之筆に画す

一水晶大燭臺

二本

但五方之火燈を附し有之し

一同大花生

一

但造花添有之し

一六挺之短筒

一揃

但一箱入

一カウベイン筒 一挺

但短筒一種之者有之 一箱入

一新刊地圖 一

但歐邏巴洲諸国之國集有之

一同大 一

但和蘭國領分東京及國有之

一シユリナール人道中記 一冊

一和蘭院領所東印度風土記 二冊

一東京及草木之繪圖 二冊

一似哇草木之画圖 三冊

一日本草木之画圖 一冊

一同獸類之絵圖 四冊

一星学之狗々地理書 三冊

一地理書 一冊

一早学局 二冊

一天文書 六冊

一テガラトフ岩之星学書 一冊

一ハンカタレス岩之星学書 一冊

一總世界之風土記 一冊

一萬物之説録 一冊

- 一 廿ラユルニス輪之記録 小冊
 - 一 ムンケ之彗星記録 一冊
 - 一 ハルレノ之彗星記録 一冊
 - 一 天文書 一冊
 - 一 彗星觀察之書 一冊
 - 一 萬物之記録 一冊
- 右之通和解仕以夏布邊世に在りて

森山源右衛門
森山栄之助 下

去歲七月貴國使使船齋
國王書翰到肥前長崎港崎尹伊澤美作守受而達
之江戸府我主親讀之
貴國王以二百年來通商之故有遙察我國之利病
見忠告一事其言極為懇款且別見忠^{唐心}珍品若干種
我主良用感荷理宜布報然命有不能然者我祖創
業之際海外諸邦通信貿易固無一定及後議定通
信之國通商之國通信限朝鮮琉球通商限貴國與
支那外此則一切不許新為交通貴國於我從來有
通商無通信信與商又各別也今欲為之布報則違

碍祖法故俾臣等達此意於公等稟之於
國王事似不恭然祖法嚴如此所以不得已請諒之
主見惠禮物亦在所可辭然而厚意寓遐方送致倘
並及納益涉不恭因今領受薄晉王宣數種以表報
謝其錄別幅勿却幸甚抑祖法一定嗣孫不可不遵
後來往復幸見停或其不然雖至再三不能受幸勿
為訝至於公等書翰亦準此不為報也但貴國通商
則遵舊約勿替亦是慎守祖法耳幸稟之於
國王雖則云尔至於
國王忠厚誠意則我至亦深感銘不敢踈外也因命

俾臣等具陳言不盡意十萬諒察不備

阿蘭陀國政府諸公閣下

阿部伊勢守正弘判

牧野備前守忠雅判

同拜

青山下野守忠良判

戶田山城守忠溫判

弘化二年乙巳六月朔

弘化二年三月五日

月井

洋船の往来

果小船浦の表に倭本は新米食物を乞ふ又通商交易も解れ船は仕はるゝ
とて前令有之月浦船者以て勿論和船和馬は市中は係るが如き初一同様
戦争の事配も多人敷き海陸は市中に思ふに多敷き番船も如何
か信じて暮るゝ事あり勿論船中にも費用を少し中法に船出入
は自れと云ふも各お成に故を境地邦に因りて入るゝも只今も戦争
相始りし高氏のお海上方南東船も法を色で運送して船入津外法
に付法もさ勿論江戸府内にも入るゝ不徳次第に兵力に増進して各
勤業もさすむむ右より新西洋船も多敷き本邦に船者も多敷き須
高氏僅に利益之為高貴に海は其の船も亦遠仕波を帝王に撫登
進退の官船も亦名費用を不厭飽と望まに致造之弟子も亦
之重責も亦地にも探索波一が属島も随才通商と為る海大洋性
事柄も亦海城も亦唱は程に堅固の大船も同儕も亦亦碎は患は
無に相又亦冠海賊乱妨と為大煩難十投左右の満ち戦争も亦能に
調へ海海本にさす垂弗利加地方東印及南洋之法も亦亦支那
地方も亦廣東を経通商之為南無墨利加地方と通商仕はる本邦
東洋も亦亦節も亦亦月風濤の時宜に其の只も紀州中津も亦東艦員

一則も早し今内帆は法に... 又浦和... 船... 大煩... 素... 取...

と共往時より通商... 浪人里見... 其謝礼... 銅... 与洞... P者... り由又... 伴... 往昔... 幻湖...

一 不得止... 船... 大煩... 素... 取...

たふし共見多し多物と云ふ支那のありし年より波乱妨と云ふ事
近し加軍取も七艘大煩におくお破大敷一又博野石垣と
築い衣其地と岬と築い大煩と多打碎の由何れと云ふ事
其の波流と云ふの軍船素より海域へ大船を遣はし海軍を去り
し例と草船又と捨船と類多上陸は仕能時と草船捨船と
類多と大煩數十挺後並如車輪を引く不可叶僅二三挺大煩
後身も第一一放一傷して可恐との。あの上陸を待て其時
戦討仕し時と波等ありし。我一人を可對本邦船鎗等あり
後身も成得少鎗銃も本邦の鎗も波回捨る堅甲を費する事
不及し鎗も出さずも不敷口大煩をの城郭等船等を打碎
人々耳目を驚かし外へ逃げ出たりし事多し本邦の軍船
は法也取も捨船造りし波濤を凌人救ふ事多し海軍上陸は
僅ししと云ふ事多し波濤を凌りし事多し海軍上陸は
大煩と捨船と打碎の船と云ふ艘を一つも引く事多し海軍
上陸は

但毛利家は今も軍調練仕右船と大将村上宗直ありし者
三田尻、居屋、居屋、調練仕軍船何れも法也取も捨船
同様長十九島位幅六七尺海上に引く事多し海軍上陸は

一本邦の言はれ如き船造立はしと云ふ語通具と自稱宗直も亦不敷力
動靜自由と不敷已に近き水戸家と試み造立ありし事多し海軍上陸は
の動も不敷波濤を凌りし事多し海軍上陸は
動静も仕宅用と云ふ困入る事多し海軍上陸は
次第多し又異國同様に船造立はしと云ふ事多し海軍上陸は
帆張碇ホと諸道具連續不仕と云ふ事多し海軍上陸は

主國形と云ふ事多し海軍上陸は

和華と云ふ事多し海軍上陸は
足利と云ふ事多し海軍上陸は
一上旨と云ふ事多し海軍上陸は

一和蘭國と云ふ事多し海軍上陸は
海峽と云ふ事多し海軍上陸は
之洲と云ふ事多し海軍上陸は
本主と云ふ事多し海軍上陸は
比と云ふ事多し海軍上陸は
長と云ふ事多し海軍上陸は

軍を以て侵掠し進軍し人々を大抵切腹せしめたり此は歐羅巴中之
國々戦争止時なり和蘭亦之を以て領土を切られ及強國既長湯に
久し後亦不仕り右之ホナルト時ニ系一魯西亞を以て切腹し軍勢
を以て向魯西亞を以て大に迷惑し一邦同主と小島とを以て有之
佛郎機亦之を氣候も大にお違ふ能く相争ふ不亦強國也一也氣味
おぬを以て何れも居り内如業仏佛機人共之を氣味一遂に軍卒病人多
相成りて計り知其狼道を絶無糧造りて大軍を以て佛郎機を討し
佛郎機大に敗れ小遂に中より引退し魯西亞地方之國々之諸侯
一同に追討の如流石に佛郎機を大に敗軍にあり終に國王ホナルト英吉利
軍艦を以て及降系を捕へ地中海にシトシト島に流罪致し佛郎
機王に血筋を以て立仏佛機國王に給し歐羅巴洲中之諸侯王勿能之地
の致會盟は後より致和略し未戦争掠奪致り第一盟を肯
根に軍を起し共有之ハ熱列の諸侯王打其其主を以て歩潰松表約を
一同に和睦し上と巨に致掠奪し其其主元にお返し歐羅巴洲中
二三十年來之戦争急く平和におぬべし文報に云く和蘭之天子
フリンスタンオウテケワララフラストナ人勇猛なるベリアリアセセ之地にお佛
機王大合戦の時一番先を以て自ら決死し中にお自ら死す事共
不致お傷れ佛郎機王を退前し佛郎機王を敗軍におぬ功
の因る魯西亞皇帝より和蘭王に領土を賜ふ其上條組致且是を
候當時より有之を王當時にお返り進軍し其致掠奪領土を以て

お返り給ふに據り由けフリンスタンオウテケワララフラストナ王よりお返り
徳い給ふをウフルム才一世王とお崇め事有之也及書翰も此事
書載有之に扱おぬを以て一併小玉にお返り給ふに古今日中通信之
故より日本亦亦和蘭と和蘭と貿易におぬに歐羅巴洲中におぬに
用宜敷高き多致しおぬに國々合しおぬに有之におぬに先年以後之に
七致不持不後來高貴おぬ且に後書に所用におぬに江戶におぬに
作付におぬに後におぬに實におぬに好におぬに假におぬに誠意を以
忠告仕りておぬに其の上書翰中におぬに第一英吉利人其致何れ
不業を以て致し交易の所免におぬに大切におぬに標奪を以
おぬに於佛國におぬに而におぬに無く自之におぬに配信しおぬに
おぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
右等におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
亦文面におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
好におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
一におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
此におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
佛郎機又強國の軍艦を以て軍艦標榜向におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
Pにおぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
可致におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに
英吉利人におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに其におぬに

右書

子六月十日通詞西吉兵衛 勅を公かひる人
おるゆり口をさしき人

口をさしき人

先年和書院本國使節持致と知事細中在至法可也如
此爰咬嚼吧頭後職字紙持致と如何し中合有之持系
致と人ほは行中爰と

今十日通詞西吉兵衛 勅を公かひる人
おるゆり口をさしき人

先年和書院本國使節持致と知事細中在至法可也如
此爰咬嚼吧頭後職字紙持致と如何し中合有之持系
致と人ほは行中爰と

古のいふ人

あまのりしとさしき人

新にいん

あまのりし

いんよりさしき人

子六月

西吉兵衛 ○

本林山常之助 ○

子六月十日通詞西吉兵衛 勅を公かひる人
おるゆり口をさしき人

右書

子六月十日通詞西吉兵衛 勅を公かひる人
おるゆり口をさしき人

口をさしき人

咬嚼吧頭後職字紙持致と如何し中合有之持系
致と人ほは行中爰と

合を筆記と云ふは、
有之我國岩嶺帯之祖法を破るが難事なり
能く通糸了致い知定旨深切之無過と云ふは、
國法能侵め止事也

但是方指談いといは人定旨無中意且ハ
改れとと案より江府之何意
之上何れをいり右を承り書面より
別紙見取書内

別紙見取書内

一 阿蒙記不領事及之於替子
評決之旨日本高維之
小令一フレレッキエル子
を口フセ云云
先ヨ

一新記多ん
評決後
一 復小又一誤有之い此
を造り日本と通商
右一併た通有之い

右一併た通有之い
一本此二行欠

一 右使事
同及且日本港之内
下ナル地と唐國と蒸氣船
ト由有之い
一 小アメリカ蒸氣船
右將アウリツキ
右一併た通有之い

合を筆記し後、その強に正統の月を細く述べて、
有る我國を妨害す祖法を破るは難く、
能く通糸了致いむ定旨添切く無過とす、
國法能侵む止事、
但幸方持致い、
改致とて、
之上、
別後、

但幸方持致い、
改致とて、
之上、

別後、

一 阿蘭陀領事及び於替子、
評決する旨、
其令、
を、
先、

一新、
評決、

一 復、
を、

右、

一 使節、
書、
送、
由、

一 右、
同、
下、
由、

一 小、
故、

ニレイス洞フアンタリア洞當時唐國海ニ有る

一 設く右船使節を江戸ニて候ト命を傳へ申す

一 當時候ニ候ニ船持アウリツキ人使節ニ候を船將ヘルレイ

人ニ請ひ且唐國ニ有るアメリカ海軍數艘ニ至氣船

た通お信ト由と有る

一本此二行欠

一 フリントセトウシ船司シツト子イスシツト人

一 兵糧運送船シユレイ船司アルトヒ元シントカライル

人

一 風後書々々上陸困軍ノ用意も一 諸道果續入

あり由ト候右船亦四月下旬迄ニ月和旬ニ出帆

おまゝ今一 行リ了成セニ有る

古くも

あまのり候に候人

新あま

んらにゆれとゆれ

右ニ通有る

昨十日出立申す今般渡事新かき人持筆は咬端地督筆
記し書面出立取おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸
り候事及後難事おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸
り候事及後難事おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸
り候事及後難事おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸
り候事及後難事おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸
願ひ申右書面申す事御由玉程昔かき申候定まお觸
事柄おぬり候事御由玉程昔かき申候定まお觸

ニレイス洞フアンタリア洞當時唐國海ニ有る

一 設り右船使節を江戸ニ送候ト命を傳へ申上り

一 當時に候る船持アウリツキ人使節ニ候を船持ヘルレイ

人ノ護り且唐國ニ有るアメリカ海軍數艘ニ至氣船

ハ通お候ト由有る

スレスシツピ一船船司キリシ子イ人

但此船將ヘルレテ候所在

一 プリンセトウシ船船司シツト子イシツト人

一 兵糧運送船シユフレイ船船司アルトヒ元シツトカライル

人

一 見送書ニ上陸因軍ノ用意也ノ一語道果徳入

ナリト儀右船カモ月下旬に出帆

カモル令カ一送リ了候ニ有る

古い人

あまのたねにたぬらんりき

新あぢん

んこらにやれちぬ

右ノ通有る

昨日の如き事今般後事ト新カモ人持来江崎地都督筆
記ノ書面也更取候所々所々御玉姓昔カモ申候定主申觸
リ申上り候所々所々御玉姓昔カモ申候定主申觸
カモル令カ一送リ了候ニ有る
申上り候所々所々御玉姓昔カモ申候定主申觸
願々申右書面ノ事カモ申上り候所々所々御玉姓昔カモ
申候定主申觸
事柄在御所カモ申上り候所々所々御玉姓昔カモ申候定主申觸
江府表也何れ候

故文急使由多由行程多難其後多難何道以志多
少難多由多由多由多由多由多由多由多由多由
多由多由多由多由多由多由多由多由多由多由
多由多由多由多由多由多由多由多由多由多由

古いもん
むけりん
新いもん
かへりん

子七月

子七月十日
長海
書紀
法書
大切
之者

有之上江
アメリカ
貯不
等も
之情
量家
可存
一人
月日
後後
埃夷
のり
在る
此語
矣同

去年の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も
去年の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を届けし
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も
去年の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を届けし
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も

筆記の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を届けし
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も
去年の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を届けし
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も
去年の以前極る祖徳は徳も亦彼方忠告し徳を届けし
届けし事と云ふは此封通篤と評紙に傳はる彼を以て
と云ふは彼を以て彼年之數通商士如比丹多と江戸封通
も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も亦封通も

祖不唐世一岩禁能侵加多授受每急以有懇、亦後
り、彼方、情、も、お、由、海、下、り、揚、像、を、お、成、局、為、り、ま、は、
た、い、つ、今、般、持、没、ト、咬、喝、吧、於、督、ま、鐵、ト、封、物、を、交、手、物、
り、了、行、至、法、を、強、無、く、一、偷、ま、は、違、一、一、事、記、す、西、
の、ま、ま、の、完、は、共、同、役、書、日、独、く、取、扱、を、信、取、取、違、
書、あ、く、ま、ら、を、り、る、を、心、得、を、心、事、體、不、取、失、取、
斗、下、一、首、長、海、を、行、下、作、没、を、
書、物、於、而、定、事、行、を、取、迫、一、私、共、評、成、仕、
一、古、金

七月 丙申 七月

深谷正江守
戸川中務少輔
井戸清吉少

阿蘭陀新といふ人持説、咬喝吧於督、名筆記、故、下、書、月
く、交、一、旦、行、至、制、を、強、無、く、一、偷、ま、は、違、一、一、事、記、す、西、
り、了、行、至、法、を、強、無、く、一、偷、ま、は、違、一、一、事、記、す、西、

請、あ、ら、し、不、取、合、の、り、大、昔、代、と、有、り、一、般、合、を、爲、す、以、死、の、共、書、物、と、
記、し、可、し、く、は、
を、の、け、上、半、物、と、ら、ん、廿、一、入、上、半、記、を、書、書、お、り、と、海、も、廿、一、於、之、首
爲、す、お、り、の、念、事、記、を、不、利、便、院、院、書、も、日、極、心、得、を、心、事、方、に、限、り、
更、及、一、度、人、法、を、
知、解、お、致、子、地、に、善、哉、哉、
之、の、爲、共、行、持、而、
此、方、其、つ、方、を、心、得、を、古、か、い、ん、由、院、を、衣、あ、り、共、懇、く、合、を、
之、の、斗、い、お、り、又、お、稱、し、由、
取、不、得、止、り、
下、
一、の、
一、
一、

上書

再編尋(口)上振
吾様文字並和解

紅毛 通細口

咬喘吧頭役等筆記多分出通細口共(古)あかひんお何首右(古)
別所風役書と出(古)續(古)一(古)い

八月十七日

通細口(古)合(古)以(古)事(古)業(古)

通細口(古)以(古)事(古)業(古)

江(古)下(古)と(古)P(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)
能(古)多(古)及(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)
遠(古)く(古)而(古)も(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)

今(古)一(古)通(古)細(古)口(古)中(古)凡(古)一(古)月(古)事(古)業(古)

今(古)十七(古)日(古)大(古)通(古)細(古)口(古)西(古)吉(古)之(古)東(古)小(古)通(古)細(古)口(古)本(古)林(古)山(古)榮(古)と(古)申(古)す(古)事(古)
と(古)改(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)

一(古)長(古)崎(古)市(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)
事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)
事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)
下(古)交(古)事(古)業(古)と(古)比(古)二(古)年(古)已(古)一(古)月(古)P(古)事(古)業(古)と(古)通(古)書(古)稱(古)る(古)不(古)得(古)止(古)事(古)

古(古)か(古)ひ(古)ん

あ(古)か(古)ひ(古)ん

新(古)い(古)ん

あ(古)か(古)ひ(古)ん

右(古)之(古)通(古)細(古)口(古)解(古)抄(古)上(古)上

八月

西(古)吉(古)之(古)東(古)小(古)通(古)細(古)口(古)本(古)林(古)山(古)榮(古)と(古)申(古)す(古)事(古)
あ(古)か(古)ひ(古)ん

表書上五

咬啗吧都督職之者筆記和解

州内密

曆數年命十年六月廿六日 咬啗吧

大尊君長壽壽壽

阿黨院國王歐羅巴州中風雪有之半一取い心
アメリ力共ニ和政治局司令軍私日本口長級高貴お遂
夜不存有之由い

伐死

P117

一右北ノ使中ノ有之阿黨院國王并我君い日事性之煩心用
心才一ノ事与事好い

一數百年來日本ノ家 即乾遇ニ成阿黨院國王是
志印 給之者好い 阿黨院國王并我君い日事性之煩心用
心才一ノ事与事好い

國王先代日本之君 P117 幸福ノ日本并忠志を并除
之為外人ノ有之阿黨院國王并我君い日事性之煩心用
心才一ノ事与事好い

此父子王と世滅を定るは先年ノ命見指由は衣之
煩不を在る者之命は何能止 P117 煩心用
心才一ノ事与事好い

阿黨院領印及於曾ニ阿黨院國王 P117 付書面おは立
新かひる人ノ者を好い 是究ニ付日本并我君い日事性之煩心用
心才一ノ事与事好い

一右ノ使中ノ有之阿黨院國王并我君い日事性之煩心用
心才一ノ事与事好い

使者出らざる可く勿論也其年江戶威勢浩々日本國都より
 右一件月某日阿蘭院領印度大裁断不評定候お勤
 事生至極宜自政も向し事別お申下ドシクルレニ候
 かしども人職ニハ付い物新かしども阿蘭院國王
 命令を待て自ら日本江府府向す用と成出候らる
 前あらず上七代第一方便事上阿蘭院國王より命令下
 候事上何卒年利ハ成と成候事多量多世評
 一阿蘭院國王右件月より成候自巳に利を會合候
 事ハ世々々々全實事名を以て一上成候有之自政候
 事ハ前々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々
 院國王御以歎息仕候事ハ多量多右に存す上り
 至極大切に成候止下候事ハ多量多
 一世上に此種に昔々々々々々々々々々々々々々々々地上
 書を隔し前々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々々

礼臣に抱く或る素め双方に有利を昔々々々々々也雖然日本亦
 御國に成威勢盛なり御是も是れ況に此流と成候候候有
 之りあては諸方之を以て漢法に事し治る事と達先
 とする候事也一國而已世界に列を離れ此の國
 係なりと成候候事防一のは成候候事成候候事
 右に仕持、右の時、右の事、右の事、右の事、右の事、
 之患不免一々お流し、右の事、右の事、右の事、右の事、
 之事共お起候事、右の事、右の事、右の事、右の事、
 人とも日本に成候候事、右の事、右の事、右の事、右の事、
 赴き候事、右の事、右の事、右の事、右の事、
 事ハ多量多
 世書物一候候事、
 諸般公用方、
 何れも人、

右に也和解指上り
 子八月
 西 昔々々々々々々
 西山常助 下

書面先... 記
後... 記
振... 記
... 記
... 記
... 記

北平本作杉本

深谷... 記
石... 記
北平... 記
... 記
... 記
... 記
... 記

長... 記
... 記

... 記
... 記
... 記
... 記

... 記

子十月十二日... 記
... 記
... 記

子九月十二日... 記
... 記
... 記

大通河... 記
... 記
... 記

一咬喘... 記
... 記
... 記
... 記
... 記
... 記
... 記
... 記

日本御書法、不有背抄、此紙意外、出入、確執、
不中御書法、大方使、成、自、咬、嚼、肥、叔、督、職、
有、新、か、い、多、人、職、
江戸表、上、抄、局、
之、
先、上、抄、局、由、家、志、
之、

右、之、通、初、解、抄、上、之、上

西、古、之、和、下、
表、之、上、抄、局、

奉書紙 上書

甲、必、丹、指、刺、封、書、和、解

恭敬大尊君長、
牧、志、
大、尺、豊、後、書、
阿、葉、院、
謹、
上、上、上

一、咬、嚼、肥、叔、督、職、之、年、記、
清、之、右、書、
職、
上、上、上

之、阿、葉、院、國、王、存、
計、策、日、本、
命、
之、右、一、件、
院、國、王、
一、在、
之、月、
能、
作、
之、

支那右方便よりハ海島に属する島嶼に在る者ハ立
て阿蘭陀國王に付右一併して原國に小アメリカ洲共和
政治司日本皇と交易の志願を承知せしむるに於て
お上り此にお上り此に依りて交易の成否は存否に依りて
決定せしむるに依りて外に外人共の通商に於ては
此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
鯨漁の事も此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
船の修繕も此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
協定せしむるに依りて此の如く此の如く此の如く此の如く
右の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

中一

小アメリカ洲共和政治司の事ハ此の如く此の如く此の如く
用不しお上り此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
水も此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

中二

此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

中一通商の如く長崎港に限りし事

中二通商の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

中三通商の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

外人との交易の成否は江戶東京長崎長崎に依りて
高人の限りし事

此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く
此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く此の如く

十 該向... 押法... 交易... 船... 押法... 交易... 船... 押法... 交易... 船...

十一 交易... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十二 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十三 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十四 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十五 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十六 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十七 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十八 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

十九 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十一 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十二 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十三 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十四 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十五 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十六 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十七 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十八 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

二十九 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

三十 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

三十一 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

三十二 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

三十三 該向... 押法... 交易... 押法... 交易... 押法...

子九月 萬曆七年

西古之例下

王孫心榮之助下

魯西垂入全國一統之主魯西亞帝ニコラス
第一世 帝のレイクスカンセリル館此書陳を
大日本國の執政ヨロ王を

日本國方今乃形勢を懸察一兩個の帝は
相隣りの故を思ひ魯西亞帝方今一人の
使臣を擇む帝乃存意を宣託一是を
帝國日本に送るを決せし是を以て魯西亞
帝乃アキユグントゼラアル館兼魯西亞隊船
乃水師提督ヨアレムホウナヤチン故を奉て
重任を齎らむ

右使臣を送る家本旨る日本帝國方今の
事跡形勢を明白に申告一且日本と

其賢明の大君よの時運に就て魯西亜帝
深く憂慮をなす所を事を説明せし
尚又兩帝國人民の利益を旨し向後
魯西亜國と日本との間を隙然態を
生ぜしめ兩國の和睦安穩を固定
せしむる策を献せしめしむる所を
策に就て魯西亜帝の志をなす所を
次の二件を其の一に兩國の境界
を定むる有る此の注を洋中の
起る所を法事と就復更の遲延する
を得し是を以て魯西亜帝乃ち意を
今必正に此切要の一事を始むる時

と謂ふなり

然るるに會同して貴王最小の極界、
何れも島に限る事最南の極界、何れも
島に限る事、約定せしむる是、今乃
要務なる事、但右境界を定むる又カラフ
ト島即薩乃南限に就てと言ふ事、支魯
西亞帝所領の地を其大なる世界萬國に
冠する、其地を益し境を廣むる、實に
要領とせしむる所なり、然れ共魯西亜乃臣民
當然に利ハ帝亦、其事を思はざる事、
只兩國の和平乃關係と兩國臣民乃安穩を
保固せしむる兩國の境界を確定せしむる
良法となすべしなり

其第一件ハ魯西亜帝誠心ニ願欲する所
即日本國乃内何れの港を共貴國
と約定して魯西亜臣民の往來を解一家
國乃產物を以て貴國乃有餘と交易せしめ
此事を以て請ふもの亦我國の軍艦「カム
シヤツカ」或西墨利加中魯西亜領に往來
する途中日本の港内に入て食料及び
其他の領物を求むべきものあり但右の
事亦先准を以てしるべき事なり但右の
事願中 大日本國のおよ換失を有るものと
ありせば日本の政府必以て察する所なる且
魯西亜の境を其國の接する所縁由の
ことハ右等和平の事一且其金に利するの

誠を以て之を以て他の諸國よりも尤も此の理より
多う多金一は諸件を申告せん、爲す「アキ
ダン」セ子「ア」に館兼み師提督「ホウチヤ」シ人
小命して備はるを貴國政府より詳明せしむ政
府其言ふ所を聞き我亦る所ハ實に明正道
の事ゆゑを 知悉するもの候ん水師提督「ホウチヤ」
欲る全權の重任を膺りし其領受せる規例は
従ひ今便乃大事を諸君等と會議し且貴國
政府の官員を協同會合して諸事を約定せ
せしむ
此度大日本帝府の使臣を遣はすの旨ハ
先々和親の意より第一方今の事候
就て亦政府乃其を明白に申告し次に境界

を確定せしむるに必要なる理由を告白し、更に
兩個大帝國の福安を保ち、万民乃民臣遭遇乃
除み、就て互に永遠有益の基律を定めん。此
欲しむるも先んじり
使臣、可キエダント、セリウ、ア、ハ、館、若、の、所、提、督、ボ、ウ、ヤ
シ、各、を、め、け、切、要、の、命、を、交、し、貴、國、の、事、を、事、
な、し、該、君、定、て、適、当、乃、禮、儀、を、以、招、迎、せ、ら
ふ、如、き、事、予、復、を、報、あ、り、な、し、英、明、聰、慧
な、る、所、執、政、諸、君、我、政、府、乃、意、旨、を、細、心、辨、し
我、水、師、提、督、の、申、告、を、検、査、し、て、兩、國、有、益、の
事、を、催、督、せ、ん、如、く、心、力、を、竭、し、給、え、ん、事
そ、又、疑、を、容、れ、な、し、所、を、り、
此、書、讀、み、帝、の、政、府、サ、ン、ト、ベ、ー、テ、ル、ヒ、ユ、ル、グ、
西

都ノ名
無帝り於て作る一所あり、時、千八百五十二年即
魯西亜全國一統乃主魯西亜帝即位乃
二十七年八月二十三日、即我勝永五年、
壬子七月廿一日、
レ、イ、フ、カ、ン、セ、リ、ク、ル、
館子ツセルオテ、
親筆。

越前家勅書

交易の許容を許す事... 神祖の御名に背し... 一日も下り... 交易の許容を許す事... 神祖の御名に背し... 一日も下り... 交易の許容を許す事... 神祖の御名に背し... 一日も下り...

甲府の移り... 越前地方の... 海領地... 諸侯... 甲府の移り... 越前地方の... 海領地... 諸侯...

八月

松平越前守

獨島の防策

又南島を海上よりアメリカ船が移り船を解す... 獨島の防策... 獨島は南緯四十度北緯四十度の間にあり...

八月廿日... 獨島は南緯四十度北緯四十度の間にあり... 獨島の防策... 獨島は南緯四十度北緯四十度の間にあり...

桑名岩防策

平野續武事... 桑名岩防策... 桑名岩防策... 桑名岩防策... 桑名岩防策...

兵を人戸の二防に無く彼等も隨て上陸も可仕
又内海に先入仕多き少何の事も有る事
相之房に事し人散れ向ふ事も有る事
雇ふ事し事し人散れ向ふ事も有る事
入上大砲の的にお如く事し事し人散れ向ふ事
事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
之散其日雇へ鳥合へ兵而已何の事用も
立ふ事し事し事し事し事し事し事し事し事し
於る大官を引出人根中と事し事し事し事し
防留可し事し事し事し事し事し事し事し事し
豫島而已也一砲玉通船中徹し事し事し事し
中へ玉砲方及の場事し事し事し事し事し事し
支へ一戸前事し事し事し事し事し事し事し事し
と事し入仕事し事し事し事し事し事し事し事し

老若男女一時に江戸に集りて一時に大騒動其
騒動は江戸市中一時に大騒動其騒動其
虚に事し事し事し事し事し事し事し事し事し
始詰事し事し事し事し事し事し事し事し事し
之満之早女一同に騒動起仕事し事し事し事し
如何制止事し事し事し事し事し事し事し事し
事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
在江戸に人散れ事し事し事し事し事し事し事し
去退居事し事し事し事し事し事し事し事し事し
市に人数を出し防留事し事し事し事し事し事し
事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
時し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
具事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
事し事し事し事し事し事し事し事し事し事し
日光之能事し事し事し事し事し事し事し事し

江都宮系の形骸の成法も減らずに上り下り大
事な事無き事唯日夜歎息付く事此の世に
何事も成る事無き事此の世に要らぬ事此の世に
之を片時も作心かふ事此の世に事無き事
其防守の計無き事此の世に事無き事
其防守の計又古の事此の世に事無き事

一 當時の徳侯方の一統江戸の形骸も減らずに無人
の平生の事無き事此の世に事無き事
第一事無き事此の世に事無き事
一 江戸の形骸も減らずに無人
の間世の事無き事此の世に事無き事
人教を除く事無き事此の世に事無き事
事無き事此の世に事無き事
居る事無き事此の世に事無き事

一 江戸の形骸も減らずに無人
の平生の事無き事此の世に事無き事
第一事無き事此の世に事無き事
一 江戸の形骸も減らずに無人
の間世の事無き事此の世に事無き事
人教を除く事無き事此の世に事無き事
事無き事此の世に事無き事
居る事無き事此の世に事無き事

又云水年賦之... 諸侯... 德... 庫... 樞要... 此大書... 好也

一乃... 通神... 諸侯... 護... 此大書... 好也

淨旗... 武氣... 果... 此大書... 好也

江戸にお住居の... 何方... 出張... 中... 傍... 眼... 通... 加... 出... 相... 出... 相... 年... 失... 國... 大... 忠... 仕... 大... 一...

自... 中朝神武... 日... 防... 武... 日... 武... 事... 大... 日... 中... 國...

清若とあゆむる文化推美地の時、
有るは、
武徳一邦より卓絶する、
中、
武徳世界、卓絶する、
人心も離れ、
可なり、
計策も立し、
所、
思諸侯、
おぬと、

日本、
諸侯も、
大敗、
其、
危、
嫌、
所、

山鹿素水
五月

山鹿素水

おもむきを重なり一向運用の用は考年毎に加ふる一節ハ奇巧
練熟し火炮ノ奇研進一戦大敗を引出天下國家ノ大事及
下ノ心も如毛心痛はる共る宣徳只此多に而已困苦は心腹
を如断ち存るも其不及海防ノ拙策共をわく吐露は書綴
門才共其心家ノ批改並軍使ノ実係仕因ノ内密教授仕はる
御世固赤心一掃も其右如式長と云ふは實に官慢食を
忘せ只一筋の地経画而已更仕は如當時嘆息美アメリ力等之事
情中ノ容易もその無く文化ノ初身此ノ根柢お計しりりり
終るハ通商ノ宿志を遂可ハ亦御免許世之云武威を推るも
其途を闢き下ノ好過もハ此ノ造彼等ノ書記は物も有る
由ハ此れ彼も仕るる者戦争も仕るる者長唯今と云ハ日本
沿海ノ及ハ船影を邪ノ又ハ海軍進ノ礎をお築サ薪水糧食を乞
或孤島又ハ遠境も都ノ海岸ノ上陸は随意サ形を乞或洋上

通船之廻来ホを掠奪仕一七の年を隔るる咽喉ノる居相豆ハ船を考
彼是ノ世裡ノ事共ノ主と云ハ全日本を糧米仕計を邪其虚實
を伺ハ若夫方ノ主と云ハ會社も有る支を腹付ニ仕計策ハ重
波も有る得る仕るる者推察は先年格段御仁也ハ海防
をハお拂止仕計を幸ノ事ハ仕御時多ク御意恐懼船
船を沿海ノ事共ハ是れ是れ追々御仁意ハ計方ハ少クも若ハ取扱
不仕或丈徳反ハ計仕を起す所茂仕ハ武威ノ恐懼はる也ハハ
勇武ノ傍ノ心腹も信聞は其上如御有指言年を經ハハ國家
ノ費用莫者も其多ク海防ノ任も其貴方ハ勿編自外
海を更ニ法家ノ法ノ力も其多ク官早方今も其多ク保
程ノ困窮も其多ク其多ク御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也
民も其多ク大産炭ノ中ニ偏リ熱心ハ仕計無クハ御仁也ハ御仁也
海防も其多ク御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也
入る世乃ノ人情也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也ハ御仁也

之地不急速、亦何向支、此處守之、亦何出廿之可也、此何、此也、
一、此也、後諸、來船、不願、唐和、朝鮮、琉球、
海、不仕、必、一、所、來、船、仕、加、肥、道、
之、系、親、初、復、
河、廣、小、倉、候、長、別、廣、松、浦、廣、各、際、時、出、候、
海、表、
總、与、九、州、
角、
と、志、
と、道、
と、日、
と、民

共、を、多、く、養、
教、多、く、利、得、計、第、
七、里、
の、
二、國、
富、津、
入、
の、
之、
而、
一、
可、
之、
房、
出、
之、
長、
比、
右、

三ノ新志未先生々定之咄止ハ高向城を尋りて交は度海防に
一統して上より九鬼を原立之故ハ其ハ高向城を尋りて交は度海防に
等ニ其志を居り居り又ハ高向城を尋りて交は度海防に
先立物の中ハ高向城を尋りて交は度海防に
以時役立田山岩を尋りて交は度海防に
其高向城を尋りて交は度海防に
立田山岩を尋りて交は度海防に
城取物出立用世ハ高向城を尋りて交は度海防に
西ノ口を関多クハ高向城を尋りて交は度海防に
二つなり老中始ハ高向城を尋りて交は度海防に
奇不ハ高向城を尋りて交は度海防に
今般産根産ハ高向城を尋りて交は度海防に
十分ハ高向城を尋りて交は度海防に
只今ハ高向城を尋りて交は度海防に
之由日中ハ高向城を尋りて交は度海防に
加勝ハ高向城を尋りて交は度海防に
抑代替境ハ高向城を尋りて交は度海防に
内ハ高向城を尋りて交は度海防に

火砲ハ一撃ハ高向城を尋りて交は度海防に
お取不ハ高向城を尋りて交は度海防に
を原國ハ高向城を尋りて交は度海防に
嘆息ハ高向城を尋りて交は度海防に
以多ハ高向城を尋りて交は度海防に
方私ハ高向城を尋りて交は度海防に
實ハ高向城を尋りて交は度海防に
之ハ高向城を尋りて交は度海防に
最又ハ高向城を尋りて交は度海防に
少ハ高向城を尋りて交は度海防に
具ハ高向城を尋りて交は度海防に
困窮ハ高向城を尋りて交は度海防に
之ハ高向城を尋りて交は度海防に

能く死すべし死しては切有我も放致し進む槍とて一撃にたりて撃入せむ
志く是を教ふる早に隊中の指を多し一槍にたりて撃入せむ
大益とす唯死を懼くを多し其勇を保護するを能
くせむ甲とて鎧も勝す家といふ人勇士大は中に入て死
ゆ收くもも君の爲にあすむる何れ忠二面といふ世
人認て云弓矢ハ上品の思ふ事君子は用器銃ハ上品の思
ふ事勝柄乃器とては何れ事ハ君子は銃共ハ百歩の外
に敵を殺す長兵とては何れ貴賤會儀乃長別何れ其形
其名曰昔も而巳す其利洗乃用ハ一也を百歩の外は
人を殺す器とて思ふ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
我國武家も弓矢銃を以て直道を弓矢銃道といひあはせ
志程の重宝なりハ弓矢を用ひて遠く敵を殺すを勝柄と
云ふやや砲も又さう何れは思ふ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
ふ事ハ弓ハ神神ハ入る事ハ君子は用器銃ハ上品の思
何れは銃ハ火薬の力を以て猛烈の業何れは思ふ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
者ハ其術拙くも其功をなす事ハ君子は用器銃ハ上品の思
既ハ其間ハ通りても矢銃早き事ハ君子は用器銃ハ上品の思
其利用もも何れは思ふ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
をなす必槍前ハ士の級放を以て且士乃殺柄ハ出らば

槍ちりてんハ切とてかハ槍柄ハ君子は用器銃ハ上品の思
あはれは弓銃砲ハ重宝也何れ切とて人ハ必し其用ハ君子は用器銃ハ上品の思
あはれ槍を以て人ハ砲の中其術を得る事ハ君子は用器銃ハ上品の思
一大事ハ除ては長き事ハ君子は用器銃ハ上品の思
持て出たん若戦陣ハ槍の外用する事ハ君子は用器銃ハ上品の思
何れは思ふ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
士ハ氣を震作し用する事ハ君子は用器銃ハ上品の思
必大小銃銃を以て勝つたハ君子は用器銃ハ上品の思
期ハ的教を以て迅速ハ敵中ハ突込て勇胆を振ハ君子は用器銃ハ上品の思
を全定ハ人の精算何れ砲ハ獲て用由ハ君子は用器銃ハ上品の思
其用ハ人ハ用て槍銃利害何れ器ハ死物なり何れ勝敗
を以てんハ用する事ハ君子は用器銃ハ上品の思
練法ハ終ハ教戦乃つ得りて假も其規格を以てんハ君子は用器銃ハ上品の思
活用して運用の妙を以てハ教て死命ハ事ハ君子は用器銃ハ上品の思
学者活眼を以て其実用を自得せよ若其意を解
得せんと思ひ予ハ練兵說器を熟讀せらる事解せん乃

あはれ
和秋

山之原水

日月念六日山麻中一節中へ来て三つに詰りて一説ハ昨夜
乃を以て行て多信也多前たり議論編てありて多信也多前たり
身一以て見ても多信也多前たり議論編てありて多信也多前たり
同時予既二内玉乃一前日たり依て後て同志より多信也
事を欲して同夜写畢

右一冊六羅之至在孝之本を以て写す

昔至五仲秋既守之朝也

修志堂主人記

右成徳氏修志堂主人在孝之原本を以て写す

右一冊六羅之借用至五仲秋下之一日夜中六時より六時三十分
写す 羅字多一在て先生之非知りて罪上り

海の原本を以て九鬼或於少補及於山麻素の心懸
讀の上山本個の進達を以て成す

海原平用五級を以て作す 即日海原の心懸 作す 一は
之級迄より上を以て十一日と以て成す 一は綱抄出給
信月出立を以て先本及今を以て作す 一は綱抄出給
亦九日進達を以て

一相別本安房海原を以て書す 一は別本洲之海原を以て書す 一は
安房海原を以て書す 一は半信抄を以て書す 一は東海道一歩川向地
を以て書す 一は合本を以て書す 一は川原之海原を以て書す 一は
より書す 一は進達を以て書す 一は合本を以て書す 一は川原を以て書す
竹方本を以て書す 一は進達を以て書す 一は合本を以て書す 一は川原を以て書す
一は進達を以て書す

但二三艘位を以て半信抄を以て書す 一は半信抄を以て書す
一は進達を以て書す 一は合本を以て書す 一は川原を以て書す

右一冊六羅之至在孝之本を以て写す

平後本用の方有被代揚火より雨申又ハ平海島等と
より為す中かちと好下

一合家之場前所一可一子前是とP信之等なる儘之通
急之申かちと好下右之番人志志人番前之介村
宿役人ホるの然下

右より後事之様子述之五知下一之内被指又ハ能
より末より一死つお申す

一お申之方と為申す此方不山和信と一其の如く下
与る何事も土官有之申作付及申す申御も日新其方不
山和信と下之同籍被之御領分与山引替之云

右両家之領地引替之申す是之内新也申す

一房州之方之依牛庄内松本松代之作付及依牛庄内
お州同様山和信と下松代依牛庄之領分山引替之云
云

一是とお房州之方之領地引替之申す是之内新也申す

一山和信由海に渡り申す申す相房之後口を成す申す
相成といふ之山和信之申す申す山大事之相成
所申す玉持方より山和信代任つて向志道之方
お備之申す申す山和信法之申す申す而已申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
山引替之申す申す申す申す申す申す申す申す
被 作付及申す申す相房大異人上信仕之申す
仕之申す申す申す申す申す申す申す申す申す
申す申す申す申す申す申す申す申す申す申す
砲御遣之申す申す申す申す申す申す申す申す
替之申す申す申す申す申す申す申す申す申す
作付及申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一後金之方之申す申す申す申す申す申す申す申す
是之申す申す大之保申す申す申す申す申す申す
相平申す申す申す申す申す申す申す申す申す

一 聖皇の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
神志の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
根田古本林の事は廿二冊に列せられたる如く、
徳波古本林の事は廿二冊に列せられたる如く、
持揚の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 品川に降臨したる御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
深川に降臨したる御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
川邊に降臨したる御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
松平の事は廿二冊に列せられたる如く、
山手野の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 聖皇の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 神門の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
作舟の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 明子下石の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
高野の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 八子方角の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
其節の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 和孫の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
其節の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

一 本物より内なる御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、
其節の御孫降臨の事は廿二冊に列せられたる如く、

及天七月十八日魚西軍船一艘長濱の津口後本
月廿七夜乗取舟の跡見出し書付

今度乗取舟の魚西軍船に候所共源
人々此後た、幸へし山岸捨て石抱
皇國の具度好くある道、今度可
なり限々謹言す

一和共魚西軍船の使節の數を以て用候お
動り共其物も右使長を意に與るに源
推考仕りし今度小アメリカ國の軍艦
浦加多摩の海軍は、後意を情お考り
右國より
皇玉を犯す謀反案、魚西國府より
不知何れ事起り、今度能く軍艦を仕立

アメリカ國

の了仕報夷此
以事

擇未也
報稷
自由

一六日
西五

皇台
國府

軍艦
出

今服
法

不

未船仕
推考仕
印

白王國を
押領仕

或開海
又

波
捨人

白王國
人情

浦
非

一時
開海

不利
戦

白王國
を

お
先見

皇國
位

夷
敵

皇國
防

一
魯西

皇國
法

心
底

皇
由

出要意亦為彰明較著不容疑者貴國
既以好意來我國何得以下不以好意相
報邪慕邊土之經畧貴國以テ為ス喜不明
晰則諭飾邊藩細加查西敷而差大吏
與貴國官人會同商議以歸劃一然
邊藩之查西敷必按圖藉確有憑據慎
重從事不許絲毫疎謬是固非古日可

能辨也若夫貿易來往之事則祖宗
之遺法有勵禁歷世可遵奉弗失故
曩昔貴國嘗有開市之請而我邦業
已固辭意其顛末公等所克悉也但現
今宇內形勢變遷貿易之風駁日長
誠不能下取古例律今事項者合衆國
人亦來乞市用警如此乃是我盡一國

力應接星羅其布位萬國其力之

日後列國之乞市者必接踵而至夫列國乞市之繁如此乃是我盡一國之力應接星羅棋布之萬國其力之給不給未可知也且如我境內邦土之貢檢其多寡精粗亦豈旦夕可辦之事耶矧我君主新嗣位百度維新如斯等項必奏之

京師一諭告之列候群官協同商議一定而後從事顧勢不獲弗費三五年之時月雖差似延緩公等且從吾言阻懷以候專迨議論一定諸事整頓之後便當登持報聞也况我國之於貴國壤界相接其如鄭一重一故持遺重臣員於長崎會晤昭布恬廷以盡其曲折而

所_レ宣_ニ布_ニ教_者亦皆得_レ之_一而_レ悉_ニ幸_ニ有_レ以_テ
諒_{スル}之_レ不_レ宣

大俄四維斯目上宰相子也利羅德公閣下

大日本國老中

高永亨 癸巳 十月廿五日

阿部伊能正弘
物野清高志雅
松平初水与采全
松平与智与志優
久世大和与廣周
内多純与与位祝

於長崎宿井取州川路左全者
魯西亞使節与應接一件

於長崎魯西亞船系組組之長

一 船名

フレガット軍船一種

上段

左 十挺

右 十挺

外 十挺

内 十挺

下段

左 十五挺

右 十五挺

一 主役之名

フリーシーケン

一 船名

ハルラーダー

一 船之長

百八十七魯西亞フート

フート八尺一寸二分二五毛

一同幅

四十五同フート

一 系組人數

四百二十六人

一 類船之有世に艘と稱するもの

一 魯西亞フートルプユルク地ヨリに艘共一同子十月出船

一 漂流人連發不し

中二

ストームボート 蒸氣船

左 石炭夫二挺

右 同 二挺

一 船頭之若

ユルサコウ

一 船之名

ウラストツク

一 船之長

百十魯西亞フート

一同幅

二十四同フート

一糸組人殺 三十八人
右二艘をヒートルブルク砲之船

中三

コルフエツト 軍船一種ノ名
左 石火矢 十挺 内 傍二挺
右 同 同 ノ 二十二挺

一船頭之名 ナレーモフ

一船之長 フリウツサア

一同長 百三十二 魯西亜 フーフト

一船幅 三十六 同 フーフト

一乗組 百六十三人

才四 ヲランスポルトシキツブ 運送船

左 石火矢 五挺 ノ 十挺
右 同 同

一船頭之名 フウールウルヘルム

一船之長 メーシシコウ

一同長 九十九 魯西亜 フーフト

一同幅 九十八 同 フーフト

一乗組 二十八人

右二艘をカムシカツトカ砲之船

右二艘をヒートルブルク

右七月十八日

右十月廿七日伊勢守殿の御書大工名一通お添上り同カ
沙月船屋の御書大工名一通お添上り同カ
御書大工名一通お添上り同カ

列紙御書大工名一通お添上り同カ
おぬら通におつらるる御書大工名一通お添上り同カ

右十月廿九日

筒井肥前守
川治左馬尉

筒井肥前守
川治左馬尉

今般社普魯西亜人の對征は此の御書大工名一通お添上り同カ
今般社普魯西亜人の對征は此の御書大工名一通お添上り同カ
今般社普魯西亜人の對征は此の御書大工名一通お添上り同カ

外二何書の通を以て

筒井肥前守
川崎左馬尉

免

世及魯西無人曰尸論方之成其方也且要任之遊以有七海其以尸論
来春西運利が其斗も有之と傳佛朗西英吉利小海其有之と傳
其斗方も其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳

但經あり在馬射幸船戸系福の成其時其時其時其時其時其時
長崎其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時

右の如き一月
免

筒井肥前守

川崎左馬尉

魯西無人其方極方之成其方也且要任之遊以有七海其以尸論
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳

高下二平

七月二十日行旅中及下石河津書上

魯西無人其方極方之成其方也且要任之遊以有七海其以尸論

大澤其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時其時

去本目刻限附の便と云ふ上と遊の由不傳留る魯西無人其方極方之成其方也且要任之遊以有七海其以尸論
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳
其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳其斗も有之と傳

もしも海軍の世に在りては、右の如く不致を、
出帆は、先づ先づ於て、方々、礼儀、も、お、ま、り、方、法、之、心、算、中、に、一、如、か、
手、な、る、り、私、せ、り、限、り、後、之、多、分、新、の、令、料、ハ、勿、論、使、者、始、士、有、族、
と、い、ふ、停、船、を、以、て、内、務、方、に、文、化、を、以、り、方、を、も、及、合、意、を、
出、帆、に、一、被、る、之、を、以、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
七、時、時、以、て、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
右、出、帆、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
探、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
戸、一、浦、の、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
地、前、文、之、を、以、て、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
出、帆、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
何、事、も、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
之、不、致、合、三、可、有、之、を、以、て、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
場、合、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
私、共、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
之、不、致、合、三、可、有、之、を、以、て、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、

十月廿三日

大沢君の存書
山田筑後守

一、昔、海軍の世に在りては、右の如く不致を、
招、振、舞、の、如、く、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
私、共、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
一、使、者、も、右、市、に、始、末、大、目、中、に、執、政、具、之、を、申、上、り、申、上、り、
退、帆、に、先、づ、先、づ、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
之、不、致、合、三、可、有、之、を、以、て、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、

曆教十年亥十二月廿三日
曾西丑十日
和葉 廿日

加永七年十月廿三日
於フレカツト船ハラス 船号

右の如く申上り、是、書、様、文、字、之、を、和、解、を、以、り、申、上、り、
七十月

西吉多助
妻山栄助

既、之、兵、隊、の、如、く、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、
使、者、も、右、市、に、始、末、大、目、中、に、執、政、具、之、を、申、上、り、申、上、り、
川、路、右、市、に、始、末、大、目、中、に、執、政、具、之、を、申、上、り、申、上、り、
西、吉、の、如、く、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、申、上、り、

但屋の内を
より之に役

使節
子前系は為

子前系は為
子前系は為

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

使節
上陸し

此の紙は又本七のフシカツト船江戸
先事手長老為其の由前不紙有るが

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

何れ右の言の程なり及い

云々を字々たる物な態と某ホを付地と云々を改て有るは西語
中へ巨細の意味を尚能く付方大にお尋ね候ふ故に与へる事三
一西語字を休息所と漢語未の者一は之を改て且其向
はる先也と某ホりし西語中へ付て其出書面を改て其向
筋ありといふ事休息所なり

夫は其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改て
其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

所へ一見仕止候はる事ありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

此は西語文を解して有る事ありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

其方々の先りし事西語漢文と云々を改て其向を改てありし爲に

巨細の事改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

一西語字を改て其向を改てありし爲に一ト先西語に改て其向を改てありし爲に

蒸氣船傳地は拾遺に八月十日の事と申すに即ち二十日と云ふ
可成りなる所と云ふは流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
者に當りし事なりと云ふは流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

右 貴族の及上ハ使臣を命ず心算し汝明命に命ずるは流石傳地の
役人より是れ日中流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

小人教を拾遺に不審論を引出さん事と云ふ事不審論に先ハ一
又分と云ふ境界を極く使ふ事不審論に引出さん事不審論に先ハ一
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

此の事と云ふは其の境を二二の事

右 貴族の及上ハ使臣を命ず心算し汝明命に命ずるは流石傳地の
役人より是れ日中流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

右 貴族の及上ハ使臣を命ず心算し汝明命に命ずるは流石傳地の
役人より是れ日中流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず
一 兼て流石傳地に於て是れは役人より通譯共々見
る事ならず

前日品川沖入時佐布、英中星港二艘、
形如江中、方、以道、形、上測量、形、上之
千行、所、文、中、歐、洲、方、出、航、行、家、上、測、及、官
方、方、測、量、方、亦、通、同、上、六、人、亦、也、日、中、之、五、箱
之、立、也、湯、方、若、能、之、海、名、者、測、量、法、浦、之
津、之、方、地、名、之、形、出、之、地、之、者、方、上、出、存、也、地、之、
之、亦、能、能、行、之、之、之、無、以、方、地、名、不、上、之、方、之、
采、人、之、後、地、名、之、誤、及、也、能、海、法、之、之、也、以、
之、其、上、能、之、上、法、法、也、和、能、上、法、不、能、也、也、

對名之學水之氣輕解之...
程古樹中之色也...
火有尺之...

魯人...
...

...

一 先有松平...

...

一 花台佛堂西人...

...

...

...

...

...

七月四日

大和の船

一 阿波海之波多海魯西亞亞墨利加二國之長海
 下田箱館之港下海來出差先英吉利之長海箱館
 二港上海來出先英吉利之長海箱館
 清國と交易並ニ古海中國之法上條之海船
 之長海之暗礁亦在船中有人命抱之長海
 波測量之長海之長海之長海之長海
 之長海之長海之長海之長海之長海

(Faint bleed-through text from the reverse side of the page)

伊勢守殿口後

魯西亞英吉利 亞墨利加等別冊之通條約書也

古蘭地港之通條約書也

伊勢守殿口後之通條約書也

伊勢守殿口後之通條約書也

布直方石以下之句之通條約書也

伊勢守殿口後

伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也
伊勢守殿口後之通條約書也

一 出仕之西之亞墨利加大級布衣衣袍着之

一 下田守之使節者連也 城通条取大馬下合下加之使長

大目付守之使節者連也 城通条取大馬下合下加之使長

一 出仕之西之亞墨利加大級布衣衣袍着之

一 出仕之西之亞墨利加大級布衣衣袍着之

一 出仕之西之亞墨利加大級布衣衣袍着之

一 出仕之西之亞墨利加大級布衣衣袍着之

意すも金も疑りし思ふ 陛下の言を十分信用
せん事予も疑りし思ふ 陛下を安全保護せん
事と神の祈念す予は書に合衆國の玉璽を添
頓府に於て自ら姓名を書す

千八百五十年九月十二日
フランクリン・ピール 親筆

プレジデントより

セケレター・リスフランステート官名

ウエー・ルニル 親筆

重要利加便事 再録して口より伝和解

陛下の言の通ハせん事

二イエステイト合衆國大統領より 吾信書を授る時
陛下の安全幸福及び 陛下の邦の繁盛の爲ニイエステイト大
統領誠の心を 陛下に述べし命を以て 吾合衆國を全持
たしめし言大なるも 陛下の庭に於て 余は其爲擲す
大なる名譽言とす且百玉永く魚印の結を以て 陛下に
贈る故に 良し目高きと遂にす 惜しき事 丹誠を以て

一 予は陛下の言を十分信用せん事 予は陛下を安全保護せん事
予は神の祈念す予は書に合衆國の玉璽を添頓府に於て自ら姓名を書す

一 予は陛下の言を十分信用せん事 予は陛下を安全保護せん事
予は神の祈念す予は書に合衆國の玉璽を添頓府に於て自ら姓名を書す

一 予は陛下の言を十分信用せん事 予は陛下を安全保護せん事
予は神の祈念す予は書に合衆國の玉璽を添頓府に於て自ら姓名を書す

一 予は陛下の言を十分信用せん事 予は陛下を安全保護せん事
予は神の祈念す予は書に合衆國の玉璽を添頓府に於て自ら姓名を書す

五折ふといふ事から一なり中...
一

是れ余乃里と海海序...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の...
一

此の書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

この書は、*Principles of Mathematics* の序文である。著者は、*Principles of Mathematics* の序文である。

師古傳
白之記

副傳

古傳系之冊

師古傳

少相在東年

少相細高年

流中あまのこ...
之後...
志出...
...
...
...

鮮鋼二...
...

...

...

大正十三年

二月廿九日

東京府

加納原五郎

市川

永井振武

のぼり

市村其七

永井振武

一月廿七日 宿屋ありしは宿屋より
又人形屋ありしは宿屋より
又人形屋ありしは宿屋より

西村の友 村邊の友 山口の友 山口の友
山口の友 山口の友 山口の友 山口の友
山口の友 山口の友 山口の友 山口の友

山口の友 山口の友 山口の友 山口の友
山口の友 山口の友 山口の友 山口の友
山口の友 山口の友 山口の友 山口の友
山口の友 山口の友 山口の友 山口の友

山口の友 山口の友 山口の友 山口の友

少の... 少の... 少の...

軍具... 少の... 少の...

少の... 少の... 少の...

少の... 少の... 少の...

少の... 少の...

二月... 少の...

少の... 少の...

少の... 少の... 少の... 少の...

少の... 少の...

少の... 少の...

高野の山
カサネ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

申二月廿日

水戸做家来

伊与之助

茅根新太郎

船澤力之助

同 申十廿

申三才

右去る山十右衛門

松山伊左衛門

本村三徳助

唐官津法郎

梅 任花

右水戸表のくく永押也

三子石全九人入平心 作竹大持持

打首 子石山上換人

以終 二百石上換人

獄口 日侍三才人

天狗組 平八人

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

一、小戸前中納言殿中九々四一方山里之里の口小納言
一、小戸中納言殿中九々四一方山里之里の口小納言
一、小戸中納言殿中九々四一方山里之里の口小納言

申月廿五日午後七時迄毛言山渡方付字

此年小戸殿領内は甚だ沢山 多人救出はせし事あり不徳義多
中納言殿領内は甚だ沢山 多人救出はせし事あり不徳義多
此年小戸殿領内は甚だ沢山 多人救出はせし事あり不徳義多

申月廿五日午後七時迄毛言山渡方付字
此年小戸殿領内は甚だ沢山 多人救出はせし事あり不徳義多
中納言殿領内は甚だ沢山 多人救出はせし事あり不徳義多

山平及

一、小戸文徳殿中九々四一方山里之里の口小納言
一、小戸文徳殿中九々四一方山里之里の口小納言

引成山渡

小戸殿家来

- 濱田平之助
- 三田多一郎
- 岡田一助
- 吉成恒治郎
- 林 忠次郎
- 廣島長次郎
- 島 七六郎

一、小戸大少下意出書と後之月地獄書出書と列の連に捕是
一、小戸大少下意出書と後之月地獄書出書と列の連に捕是

守野申三月三日
一、小戸大少下意出書と後之月地獄書出書と列の連に捕是

日若昔之事あり
一、小戸大少下意出書と後之月地獄書出書と列の連に捕是

大岡和七郎
一、小戸大少下意出書と後之月地獄書出書と列の連に捕是

井伊出て誦くやいすおれをたしり掃部屋柱をたしりすを
井伊のけしあせりさるはつて首と能く掃部屋柱をたしりすを
井伊出て誦くやいすおれをたしりすを

水戸中仰を掃部屋柱をたしりすをたしりすを
右の人於掃部屋柱をたしりすをたしりすを
いすおれをたしりすをたしりすを

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
坊仕り若多の掃部屋柱をたしりすを
掃部屋柱をたしりすを

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
おれは且定之掃部屋柱をたしりすを
毎り掃部屋柱をたしりすを

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
一掃部屋柱をたしりすをたしりすを

三月

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
由紀の掃部屋柱をたしりすを

三月

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
一掃部屋柱をたしりすをたしりすを

一掃部屋柱をたしりすをたしりすを
一掃部屋柱をたしりすをたしりすを

三月

掃部屋柱をたしりすを

掃部屋柱をたしりすをたしりすを
掃部屋柱をたしりすをたしりすを
掃部屋柱をたしりすをたしりすを

三月

井伊掃部屋柱をたしりすを
日通 馬集人

書面一紙に録り置かす
此の掃部屋柱をたしりすを

公邊の歌對上より先頭言
聖明の勅意の基き
西傳の王攘夷正體明道
神殉國報恩之微衷を表
皇國の神人の照覧を仰ぎ
神威を上古の聖世玉以神
武力を尚いよその自然の造
古より志を展げ且
乃る精を退擧げ
若し今更に揚げ
世となりては蒙古を
乃朝鮮を征する事

海邦の輝け人口の勝る
聲言の不及 東照の子
攘夷の志深く
西傳の明を其初詠
許至強の
之念を遂げ
東照の志強
大敵の
眼の明を
英見卓識
お世の時
藩國と通信貿易
制一

徳川家補佐の良將も在りしに徳川家の
薩州仙臺福岡佐賀長洲土佐宇都宮
柳川等天下に名を馳せし者も多し
諸侯も不才の如き内訌ありしに
將軍の命を奉りて補佐の任を授けしに
有志の諸侯一魂忠力をこめて討つるを
たゞしに 神州の版圖を一先く奪ひし
處も亦を奉りて 天地神明の誓ひを
歎かざる 固く今此事態概略を
記し 天下の論折衷を得た祖として
天下の典起きんと欲するに 周の衰
婦人たるに 不恤緯にして 周家の亡るを
憂ひ 一命を以て 天子の命を奉りて
三百年來 東照文恩侯の沐浴する
この雅な報効の意の如きや 草莽

此小臣痛憤切齒の如し 寢食を不安日夜
其徳を告ぐ 時世を憂ひ 彼の罪惡
追ふを得ん 唯 徳川家の罪人の
ありしや 實に 神州の逆賊なり 則
天地神人同情の時 系 天下諸藩
同志の合力同心 其賊を誅伐し
神罰を世に垂るるなり

右の如き月之日 徳川家の内訌を告ぐ 物里深
忠之節 殊に 監物 甚だ 一を 人血刀
接する 狼狽の極 其 式 其 前と
刀を 鞘に 納め 企て 始末 遂一
早 本 意 通 上 其 功 以 致 其
信 守 其 恨 無 一 事

目よなきを極正成と勅命傳の命あるおのり
よふか百戰即成官福を以てよふかかを故臣
天下の危難天朝之命よ力之及文勅王の忠節を
に死して後止よよ是悟るよ是よよよよよ
正成も徳時と僅に河内よ一武士實の傲たる官
之士よよよよ武家生斗よよよよよ
死を心無容れ恩よ可幸れよ忠實の重き事
文の難道よ一語武士の能よよよ神別
大難よ天子之勅命有ても傍観するよよ
軍ハ征夷の二字よよよ遊尚大小名武家
武字を返納よよよ一辨去の月
勅使の官封君よよ執政の義其功よよ
為よよの故の咎りよよ回達に確交よよ後早人未

始終よよよ遊放流中よよ觸達士民
為よよ南の政よよ内訛人傷も忠死仕の者も此忠
魂よよ對るも人君名勿論執事大臣何よよ
一よよ上か其命在職の執事史記よよ
事よよ今以て如何に定編よよ政府の判以要
領よよの兼よよ一表重於有之の堂子よ
おのよ恥責吏よよはよよ返るよよ大業半
所迄納よよ伏ハ交てよよ道理のよよ
右安政七年申之月二日大亮井伊彦を
水府浪人十七人の徒上書よよ

一
子
相
一
子
相

我生人事の賊其信難察少事不願厚惠行取
可戸川中一同來心仕我生と有夫右之里大と有柄
多路之暫有押至と一息を絶せ何れも何れも道迷
人心一定し少指揮一偏も手印も甚前幸と道迷
好る事と云ふ換會と云ふ何れも何れも及今軍
難量ら月其の事と云ふ何れも何れも及今軍
被取ら給除の事と云ふ

丁月十日

宗對馬守

文久二年五月

文久二年五月辛酉出江戸表より往て返り來

宗對馬守

其三方領分下魯西並船通來之月此と云ふ後也有之と云ふ先般
小西の事存る海口分界と云ふ是且余箱在留と云ふ魯西並國
之工ルと云ふ右船あり拂方余箱在留と云ふあり是之
長編有之なりと云ふ能後下と云ふ是之長編有之なりと云ふ
可有と云ふ彼方を註判事情ありなりと云ふ後不法
輩動も有りと云ふ彼我言語不交通也なりと云ふ自持
遠くともありと云ふ双方より遠くともありと云ふ自持
引出ると云ふはありと云ふ是の家来未と云ふ能後告し
彼も有り存る余合機斗り給と云ふ返り來

此と云ふ事ありと云ふ領分際通と云ふ魯西並船去と云ふ大船渡戸
口と云ふありと云ふ小西安也命と云ふ井若と云ふ注記と云ふ打果國と云ふ士
此人擲捕と云ふ法と云ふ不業致信長と云ふ版と云ふねと云ふ十と云ふ附志
少指揮と云ふ何れも何れも然と云ふ又と云ふ異人九百人
余坊船救渡と云ふ糸組大船渡戸番と云ふ糸組同和
と云ふ渡戸口通りと云ふ小船をお取と云ふ善新と云ふ

下札

行處如前
行札如前

行花檀

行藤也 山水

行卷入 九州

下札

唐書上

冊名引

大和師

行藤
一枝珊瑚樹

行藤
一册新書古今

行藤
一册歌集

行藤
一册

行藤

一册是物 火食

一册卷入 書

行藤
一册言下就 堆

一册歌集 塔

一册畫卷物 百

行藤
一册掛物 山水

一册香燭 唐銅

並木

行藤
一册掛物 布

行藤
一册香燭 青

行藤
一册

行藤
一册

一 淨金盃

堆朱獅子

一 淨金書

源氏末攝衣 西行草

梅田行敏

田舎者之淨糸屋

一 淨糸也

徳山瀑布糸

酒井宗平上

七礼

田舎者之淨糸屋高多麻糸之淨糸
少取裁柿木取之淨糸領

淨糸間淨糸

一 淨掛物

洞庭秋月 松澤等

七井大炊頭上

一 淨金盃

麻袋

梅田行敏

淨建具

一 淨掛物

二幅射 山小之御輝等

松平肥市右衛門上

一 淨糸入

折の糸

松平伯耆守上

一 利ありの化淨糸子

一 浪子風懐入

一 淨糸入

幣立

松平昌教少輔上

一 淨糸抄

浦中化

一 淨糸碗

井戸

小笠原信俊等上

以上

一 場也

一 盃

一 鉢

二 夏目湯漬

主人台 湯漬 三木

三五部 小加

汁 大根

香のゆ 生漬仇

椀

玉子とろろ
柿のふんぞんしよ
苜蓿 さいふ

食

青

培命焼餅

縁の燈

作りの見

紅梅片蒲ほこ

多分焼くしめき

二一さぶ子

紅梅片を栗

細川之巻ん 本ふけ文

目

作りの見

箱に度し巻

桂菊 二毛羊丸 定めの梅

吸物

青
酒

一汁

汁 丹家 上座

吸物

さいふ
めい

吸物

さいふ
めい

さいふ

めい
紅白古根せん

わさび
さいふ

[Faint bleed-through text from the reverse side of the page]

一文二年春の世の中

おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま
おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま
おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま	おんあま おんあま おんあま



善沈

Handwritten text in a cursive script, likely a list or notes, spanning across the gutter and onto the right page.

松門主人

一卷萬形令

今形萬象一

